

砂 川 市 訓 令 第 1 4 号

令和 5年 3月 3 1 日

砂川市電子計算組織の管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市電子計算組織の管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

砂川市電子計算組織の管理及び運営に関する規程(平成3年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、砂川市個人情報保護条例(平成14年条例第1号)で使用する用語の例によるもののほか」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。